

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理案番号等	提案主体名	都道府県	制度の新管・関係府庁		
080010	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱いは、現行の取扱い等に係る基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 四国には獣医師を養成し感染症や公衆衛生分野の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、都市再生機構、今治市及び愛媛県が整備を進めている今治新都市開発整備地区に、世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、大学を核とした食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することにより地域における国民潜在力を発揮し、地域再生を図る。 人獣共通感染症の脅威が高まる中、新成長戦略に示されたライフイノベーションによる健康大戦略を進める上で、産業動物診療、公衆衛生、食品衛生、動物検疫などの分野の獣医師の重要性が増すと考えられるが、四国には獣医師を養成し、当該分野の研究拠点や卒業研修機関となる大学獣医学部が一つもない。このため、地域が主体性を持って国民潜在力を発揮して課題に対応できるよう、大学獣医学部を設置するための特区の設置を提案する。 この獣医学部に入学定員の地域枠の設定や奨学金制度などを組み合わせて、四国への人材供給を促し、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消や新興の動物の伝染病等への迅速かつ専門的な対応を図るとともに、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業等の集積を図ること、新たな生命科学研究拠点を形成したい。 併せて、これまで大きな岩盤し、停滞していた規制が解除されることで、地域力を発揮して大きな経済効果を生み出し、明日の安心と成長に向けて地域格差の解消と地方の再生を果たしたい。	F	Ⅲ	現在、政府においては、6月を目途に取りまとめられる「新成長戦略」のなかで、ライフイノベーションによる健康大戦略等を検討するとしています。獣医師は、感染症の予防・診断、医薬品の開発、食の安全性の確保等において重要な役割を担っており、上記の検討の中で、獣医師養成の在り方についても、新たな視点から対応を検討してまいります。 文部科学省としては、獣医関係学部・学科の入学定員について、獣医師養成6年間を必要とする高度専門職業人養成である、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応すること適切であります。このため、ご提案を特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。	獣医師養成の在り方にかかわる新たな視点からの対応検討について、平成22年3月26日に示された構造改革特別区域の第16次提案に対する政府の対応方針では、平成22年度中を目途に速やかに検討するとされているが、現在の検討状況と具体的な省令改正等のスケジュールを示していただきます。 また、上記検討にあたっては本提案の趣旨を踏まえ、獣医師養成機関空白地域であるとともに、平成19年5月の農水省の獣医師の需給に関する検討会報告書において将来の産業・公衆衛生分野の獣医師不足が懸念と予測された、四国ブロックにおける大学獣医学部の優先設置が認められるような制度改正等について、特段の配慮をお願いいたします。	F	Ⅲ	現在、政府においては、6月を目途に取りまとめられる「新成長戦略」のなかで、ライフイノベーションによる健康大戦略等を検討するとしています。獣医師は、感染症の予防・診断、医薬品の開発、食の安全性の確保等において重要な役割を担っており、上記の検討の中で、獣医師養成の在り方についても、新たな視点から対応を検討してまいります。			愛媛県	0 0 2 0 1	今治市 愛媛県	愛媛県	文部科学省
080020	私立幼稚園の収容定員に弾力性のある運営特区(私立幼稚園の収容定員に関する法律第23条第11号)について、都道府県知事の認可制から届出制とする	・学校教育法第4条第1項 ・学校教育法施行令第23条第11号 ・私立学校法第8条第1項	私立幼稚園の収容定員に係る学則の変更については、都道府県知事の認可を受けることが必要(学校教育法第4条第1項、学校教育法施行令第23条第11号)都道府県知事は、当該認可を行う場合、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴くことが必要(私立学校法第8条第1項)	現在の認可制から届出制に変更する。	私立幼稚園の定員変更について、届出制とすることで、毎年度増減する園児数に応じた適切な運営を実現する。 【提案理由】 私立幼稚園の定員の多くが昭和50年代に設定されたものであるが、その後の少子化や保育所へのシフトの影響を大きく受け、定員と実員とが大きく乖離している状況がある。 一方で、定員以上に園児を受け入れている園もあり、県では実員に見合った定員とするよう指導しているが、周辺園からの応発や、幼稚園退園の委員が召集される私立学校審議会が動向するのを恐れ、定員変更の申請を見送っている。 なお、こうした定員超過分の園児については、公的支援の対象外となっている。 【代替措置】 保育所の定員変更は届出制となっており、運用上特段の不都合は生じていない。	C	Ⅱ	私立学校における収容定員は、幼稚園設置基準で規定された園舎及び運動場の面積の算定や私立学校の適正な配置の基礎となっているなど、学校の安定的・継続的な運営に係る重要な要素であり、所轄庁として適切に監督を行う必要があります。 仮に、私立幼稚園の収容定員について認可制から届出制に制度変更を行うと、都道府県が学校法人に対して事前に広域的な見地から適切な指導を行うことができなくなることから、私立幼稚園の適正な配置が行われなくなり、私立幼稚園の安定的・継続的な運営が困難になるおそれがあります。また、定員以上に園児を受け入れている幼稚園もあるという貴県のような状況において、認可制から届出制にするなど、定員変更が学校法人の裁量となること、都道府県が所轄庁として事前に適切な指導を行うことが困難になるとともに、定員変更により幼稚園設置基準を満たさない状態が生じた場合、事後の是正によるほかに、園児や保護者に不利益が生じるおそれがあります。したがって、私立学校における収容定員に係る学則の変更については、引き続き所轄庁の認可事項とする必要があります。 なお、幼稚園や保育所のあり方については、「明日の安心と成長のための成長経済対策(平成21年12月8日閣議決定)」に基づき、幼児・保育を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めるため、新たな制度について、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年の通常国会までに所定の法案を提出することとされており、現在、「子ども子育て新システム検討会議」(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)において検討が進められています。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。	幼稚園設置基準の順守等については、保育所と同様に事前に届出制を行うことによっても適切な指導を行うことが可能です。 また、幼児・保育等への制度改正が検証中であることも、私立幼稚園の定員変更手続きの簡素化は実施可能であると考えますが、実施できないとされる場合はその理由を具体的に明らかにしてください。	F	Ⅱ	私立幼稚園の収容定員に係る学則変更の在り方については、私立幼稚園の適正な配置の算定と関係する観点から、認可制から届出制とする必要は認められません。			佐賀県	0 0 2 2 3	佐賀県	佐賀県	文部科学省
080030	私立幼稚園補助金事務負担軽減特区(私立助成の申請において「公認会計士等による監査報告書の添付」を必要ないこととする)	・私立学校振興助成法第14条第3項 ・私立学校振興助成法等の施行令第113号 文部事務次官通達	文部科学大臣所轄の学校法人にあっては、一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合であって、所轄庁の許可を受けたときは、公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付をしなくても良いこととなっている。 一方、知事所轄の学校法人にあっては、これに準じて所轄庁の定めるところによる。	「公認会計士等による監査報告書の添付」を省略できるものとする。	私立幼稚園に対する運営費補助金額が「1千万円以上」の場合の「公認会計士又は監査法人による監査報告書の添付」を省略することで、事務・経費負担の軽減を実現する。 【提案理由】 ・監査報酬が50〜70万円と高額であり、私立幼稚園の大きな負担となっていること。 ・「1千万円以上」と示されたのは昭和51年度であり、そこから物価変動を考慮していないこと。 ・金社法では「資本金5億円以上又は負債金額200億円以上の株式会社」について公認会計士による監査を義務付けられており、補助額が1千万円程度、数十名程度の園児しかいない小規模な私立幼稚園に、同様の対応を求めることは過大であること。 【代替措置】 補助金の適正な執行状況については、県の監査や事業実績報告書等で確認できる。	D	Ⅳ	知事所轄の学校法人にあっては、各都道府県において公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付が必要かどうかを判断するため、各都道府県の裁量によることとします。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。	知事所轄の学校法人にあっては、各都道府県において公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付が必要かどうかを判断するため、各都道府県の裁量によることとします。	D	Ⅳ	知事所轄の学校法人にあっては、各都道府県において公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付が必要かどうかを判断するため、各都道府県の裁量によることとします。		0 0 0 7 0 4	佐賀県	佐賀県	文部科学省		
080040	国庫補助完了後10年未満の学校施設について、承認ではなく報告により、放課後児童クラブへの財産処分(転用)ができることとする	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第4条 ・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(20文科法第122号) ・文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について(20文科法第189号)	○放課後児童クラブとしての利用が、学校教育法第137条に掲げる範囲内における一時利用である限り、補助金等適正化法に係る目的外使用に該当しないため、財産処分の承認は必要とせず、各地方公共団体の判断により行うことが可能。 ○国庫補助事業完了後10年以上経過した公立学校施設については文部科学大臣への報告をもって転用が可能。 ○国庫補助事業完了後10年未満の公立学校施設については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付することを条件に、文部科学大臣の承認を受けることで転用が可能。 ○国庫補助事業完了後10年未満の転用については、原則として報告によって財産処分を行うことは出来ないが、地震補強事業を実施した建物の場合を除き、弾力的に運用しているところ。	公立学校施設を転用する場合、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物を無償により転用・貸与・譲渡等する場合は、文部科学大臣への報告が必要となり、10年未満のものについては、文部科学大臣への承認が必要である。この基準を緩和し、10年未満のものについて、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に転用する場合は、県知事の承認及び文部科学大臣への報告により財産処分(転用)ができることとする。	放課後児童健全育成事業については、子育てと就労の支援のため、放課後児童クラブの設置数の拡大が喫緊の課題となっている。 求める措置が実現されることにより、施設の確保が容易になり、放課後児童クラブの設立が促進される。	D	Ⅳ	公立学校施設は、学校教育法第137条で「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる」と定められています。このため、国庫補助を受けて整備した公立学校施設の放課後児童クラブとしての利用が、同規定に掲げる範囲内における利用である限り、補助金等適正化法に係る目的外使用に該当しないため、財産処分承認等による承認は必要とせず、各地方公共団体の判断により行うことが可能です。 国庫補助を受けて整備した公立学校施設を、学校施設としての利用を促進して放課後児童クラブとして利用(転用)する場合は、適法化により、政令で定める場合を除き、文部科学大臣の承認(財産処分手続)が必要であり、国庫補助完了後10年未満の公立学校施設については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付することを条件に、文部科学大臣の承認を受けることで転用が可能となります。 また、地域再生法による地域再生計画の認定を受けたもの場合には、国庫補助完了後10年未満の公立学校施設であっても、文部科学大臣の承認や国庫納付を必要とせず転用が可能となります。 なお、国庫補助完了後10年未満の転用については、原則として報告によって財産処分を行うことは出来ないが、国庫納付を必要としない財産処分承認については、弾力的に運用しているところです。	本県では子育てと就労を支援するため、放課後児童クラブの更なる設置が喫緊の課題となっている。本県では、文部科学大臣の承認を知事の承認に代えようとするものであるが、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額の算定はルールに基づき適切に行うことは十分可能である。また、知事の承認後、文部科学大臣への報告制度も提案しており、知事の承認に対する事後チェックは担保されている。したがって、構造改革特区制度による対応を求めるものである。	放課後児童クラブへの財産処分(転用)の承認基準の緩和 0 3 4 0 5 0	埼玉県	埼玉県	文部科学省							
080050	独立行政法人科学債の発行	独立行政法人通則法第45条5項	独立行政法人通則法第45条5項において、個別法に別段の定めがある場合を除き、独立行政法人の長期借入金及び債券発行を原則として禁止している。	独立行政法人通則法第45条5項の「個別法に特段の定めがある場合を除く」が、長期借入金及び債券発行を行うことができない。」という規制の特例を認め、科学債を発行する。	独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活を営む基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。 政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつづける在位の研究所・大学(以下、研究社群)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざす。「科学債」は、10年超え返済の償還で、科学技術の研究成果が得られたときに償還・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端的・価値性の最も高い日本の研究所への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリード機関・リードエリアとなるべき研究社群に先駆けて動かすものである。かかる研究社群に対し、広(民間、個人、外国)などから投資する仕組みを作る。 また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドク若手研究者が、連続してプロジェクトに取組むを行い、その生活がワーキングアライアンスによって、パーマnentな研究と同等の生活所得・社会保険が得られるように支援する仕組みをつくる。 日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究社群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の構造的な弱体化と若手の養成にボトルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つづける研究社群が力を発揮することになる。 国家的な共通課題である新成長戦略(グリーンイノベーション)及びライフイノベーション)に係る研究開発に、つづばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。	C	Ⅰ	独立行政法人(国立大学法人、大学共同利用機関法人を含む)における長期借入金及び債券発行で充当する資金が必要については、一般的には国が予算上で手当てすべき性格のものであり、借入の事務及び事業において真正に必要な場合のみ例外を認めるものです。 ご要望の「科学債」の具体的な内容は不明ですが、独立行政法人等が行う研究開発における民間資金の活用方については、今後の検討課題のひとつであると認識しております。 また、「時代が大きく変革する中、国づくりに関しても、「新しい公共」という考えの下、独立行政法人等においても、例えば、特定の国策研究課題や、あるいは最先端大型医療機器の維持管理に係る案件等に対して、独自に又は連携して債券発行を可能としたいことは、まさに特区制度によって実現されるべきものであると認識している。個別法改正に時間がかかるが、今回の提案となっている。再度ご検討いただけるようお願い申し上げます。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答させていただきます。	「時代が大きく変革する中、国づくりに関しても、「新しい公共」という考えの下、独立行政法人等においても、例えば、特定の国策研究課題や、あるいは最先端大型医療機器の維持管理に係る案件等に対して、独自に又は連携して債券発行を可能としたいことは、まさに特区制度によって実現されるべきものであると認識している。個別法改正に時間がかかるが、今回の提案となっている。再度ご検討いただけるようお願い申し上げます。	C	Ⅰ	研究に必要な資金を債券発行で調達することについては、債務の返済の方法等、検討すべき課題があると考えられます。「新しい公共」という考えの下、独立行政法人等が行う研究開発における民間資金の活用方については、今後の検討課題のひとつであると認識しております。個別法改正に時間がかかるが、今回の提案となっている。再度ご検討いただけるようお願い申し上げます。	0 0 3 1 0	国家戦略つづばオプス実現プロジェクト	茨城県 環境省 内閣府	総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府			

